

定例教育委員会

議

案

議案第13号

令和5年度教科用図書採択坂井地区協議会結果について

令和5年度教科用図書採択坂井地区協議会結果について、次のとおり承認を求める。

令和5年8月23日提出

坂井市教育委員会

教育長 林 晃司

議案第14号

坂井市龍翔博物館運営委員会設置要綱の制定について

坂井市龍翔博物館運営委員会設置要綱の制定について、次のとおり承認を
求める。

令和5年8月23日提出

坂井市教育委員会

教育長 林 晃司

坂井市龍翔博物館運営委員会設置要綱（案）

令和 年 月 日
坂井市教育委員会告示第 号

（設置）

第1条 坂井市龍翔博物館（以下「龍翔博物館」という。）が実施する事業及び提供するサービスの向上を図るため、坂井市龍翔博物館運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の事項について協議するものとする。

- （1）龍翔博物館の事業計画及び実施に関すること。
- （2）展示の企画及び内容に関すること。
- （3）学校教育や観光事業等との連携に関すること。
- （4）龍翔博物館の施設の利用に関すること。
- （5）その他、龍翔博物館の運営に関して必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から坂井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）博物館関係者
- （3）学校教育関係者
- （4）社会教育関係者
- （5）前各号に掲げる者のほか、教育長が適当と認める者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によってこれを定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、若しくは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(委員の責務)

第6条 委員は公正かつ公平な協議に努めなければならない。

2 委員は、協議の過程において知り得た情報を漏らしてはならない。

(解嘱)

第7条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を解くことができる。

(1) 委員会の目的に反する行為又は委員としてふさわしくない行為を行った場合。

(2) 本人から申し出のあった場合。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会龍翔博物館において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮り、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布日から施行する。

(みくに龍翔館リニューアル検討委員会設置要綱の廃止)

2 みくに龍翔館リニューアル検討委員会設置要綱(平成27年坂井市教育委員会告示第18号)は、廃止する。

議案第15号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり承認を求める。

令和5年8月23日提出

坂井市教育委員会

教育長 林 晃司